

盛岡大学個人情報の保護に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡大学（以下、「本学」という。）が保有する個人情報の保護及び適正な取扱いのために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、「学生」とは、次の各号に掲げるものとし、「教職員等」とは、専任の教職員及び本学の業務に直接かかわりがあり、又はかかわりがあった者をいう。

- (1) 本学において教育を受けている者 在學生、科目等履修生及び聴講生
- (2) 本学において教育を受けようとする者 受験生、入学前の合格者、キャンパス見学会等の参加者
- (3) 過去に本学において教育を受けた者 卒業生、退学者及び除籍者
- (4) 過去に本学において教育を受けようとした者 入学志願者、キャンパス見学会等の参加者

2 この規則において、「個人情報」とは、本学の学生及びその保護者並びに本学の専任の教職員及び本学の業務に直接かかわりがあり又はかかわりがあった者に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、本学が業務上取得し、又は作成した情報をいう。

第2章 組織

(個人情報管理組織)

第3条 本学における個人情報管理組織は、別表のとおりとする。

(個人情報総括責任者)

第4条 本学に、個人情報の取扱いを総括し、その適正な取扱いを確保するため、個人情報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、学長をもって充てる。

(個人情報保護委員会の設置)

第5条 本学は、本学が保有する個人情報の保護及び適正な取扱いのため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の権限)

第6条 委員会は、次の権限を有する。

- (1) 個人情報保護に関する重要事項を審議、決定すること
 - (2) 総括責任者に対し、審議上必要な資料の提出を求め、又は意見の聴取を行うこと
 - (3) 審議結果に基づき、総括責任者に対して、助言、指導又は勧告を行うこと
- 2 委員は、委員会で知り得た個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、本学の運営委員会の委員をもって構成する。

2 第24条に規定する不服申立てに、直接関連があると委員会が認めた委員は、当該不服申立ての審議に加わることができない。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議事を整理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を行

う。

(委員会の運営)

第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の承認をもって決定する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 前各項に定めるほか、委員会の運営に関する事項は、委員会においてその都度定める。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(個人情報管理統括者)

第11条 総括責任者の下に、各部門における個人情報の取扱いの責任者として、個人情報管理統括者(以下「管理統括者」という。)を置く。

2 管理統括者は、学部長、図書館長及び事務局長をもって充てる。

3 管理統括者は、所属の教職員に対し、個人情報保護の周知徹底を図ることにより、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう努めなければならない。

4 管理統括者は個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため学生及び教職員等に対し定期的な研修及び定期的な監査を行うよう努めなければならない。

(個人情報管理責任者)

第12条 管理統括者の下に、各部署における個人情報の取扱いの責任者として、個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

2 管理責任者は、学科長及び主任並びに部長、所長及び事務室長をもって充てる。

(個人情報管理者)

第13条 管理責任者の下に、個人情報管理者(以下「管理者」という。)を置く。

2 管理者は、各教育職員、課長及び係長をもって充てる。

(責務)

第14条 総括責任者は、個人情報を収集し、保管し又は利用するにあたっては、学生及び教職員等の基本的な人権を尊重し、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 総括責任者は、個人情報の取扱いに関し、委員会の助言、指導又は勧告があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

3 教職員等は、業務上知り得た個人情報の内容を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

4 学生及び教職員等は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する本学の施策に協力しなければならない。

第3章 個人情報の収集及び利用の制限等

(個人情報の収集制限)

第15条 総括責任者は、個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想、信条及び宗教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 総括責任者は、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するものを除き、直接本人から収集しなければならない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 委員会が業務遂行上、正当な理由があると認めたとき

(個人情報の適正管理)

第16条 総括責任者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項につ

いて、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄又は消去

(個人情報の利用制限)

第17条 総括責任者は、個人情報を収集された目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令の定めがあるとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき
- (4) 同一性確認を目的とする公的機関からの依頼があるとき
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- (6) 学内における教務上及び学生指導上並びに事務上の必要があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- (7) 出版、報道等により公にされているとき
- (8) その他委員会が正当と認めたとき

(個人情報に関する業務の学外委託)

第18条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、総括責任者は委託業者との間で個人情報の保護に関する契約を締結するための手続きをとらなければならない。

2 前項に規定する契約を締結するにあたっては、総括責任者は、あらかじめその契約書案の写しを委員会に届け出て、承認を得なければならない。

(収集の届出)

第19条 大学の業務遂行上、新たに個人情報を収集するときは、総括責任者は、あらかじめ次の事項を委員会に届け出て、承認を得なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の収集の対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録の形態
- (7) その他委員会が必要と認めた事項

2 前項の規定に基づき届け出た事項を変更又は廃止するときは、総括責任者はあらかじめこれを委員会に届け出て、承認を得なければならない。

(目的外利用及び提供の届出)

第20条 総括責任者は、第17条第1項ただし書の規定により、個人情報を収集された目的以外のために利用又は提供したときは、すみやかに委員会に届け出なければならない。

第4章 個人情報の開示、訂正等

(届出事項の閲覧)

第21条 学生及び教職員等は、本人であることを明らかにして、第19条の規定により承認された事項及び第20条の規定によって届け出られた事項を閲覧することができる。

(自己に関する個人情報の開示)

第22条 学生及び教職員等は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 開示の請求があったときは、総括責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報
が、個人の選考、評価、判定、診療その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らか
に正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
- 3 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を文書により本人に通知しなければなら
ない。
- 4 第1項に規定する請求は、総括責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項
を記載した文書を提出することにより行う。
 - (1) 所属及び氏名
 - (2) 個人情報の名称及び記録項目
 - (3) 請求の理由
 - (4) その他委員会が必要と認めた事項
(自己に関する個人情報の訂正又は削除)

第23条 学生及び教職員等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めるときは、前条第
4項に定める手続に準じて、総括責任者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

- 2 総括責任者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講
じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を
文書により本人に通知しなければならない。

第5章 不服の申立て

(不服の申立て)

第24条 自己の個人情報に関し、前2条に規定する請求に基づいてなされた措置に不 服がある者
は、本人であることを明らかにして、委員会に対し、申立てを行うことができる。

- 2 委員会は、前項の規定による不服申立てを受けたときは、すみやかに審議、決定し、その結果を
文書により本人に通知しなければならない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときには、申立人又は学長に対し意見の聴取を行うことができる。
- 4 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を委員会に対し提出することにより行う。
 - (1) 不服の申立てを行う者の所属及び氏名
 - (2) 不服申立て事項
 - (3) 不服申立て理由
 - (4) その他委員会が必要と認めた事項

第6章 雑 則

(補則)

第25条 この規則の運用に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第26条 この規則の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は平成18年4月3日から施行する。

附 則 (別表及び個人情報管理責任者)

この改正規則は、平成28年1月20日から施行する。

別表

個人情報管理組織

